

広報 おんが

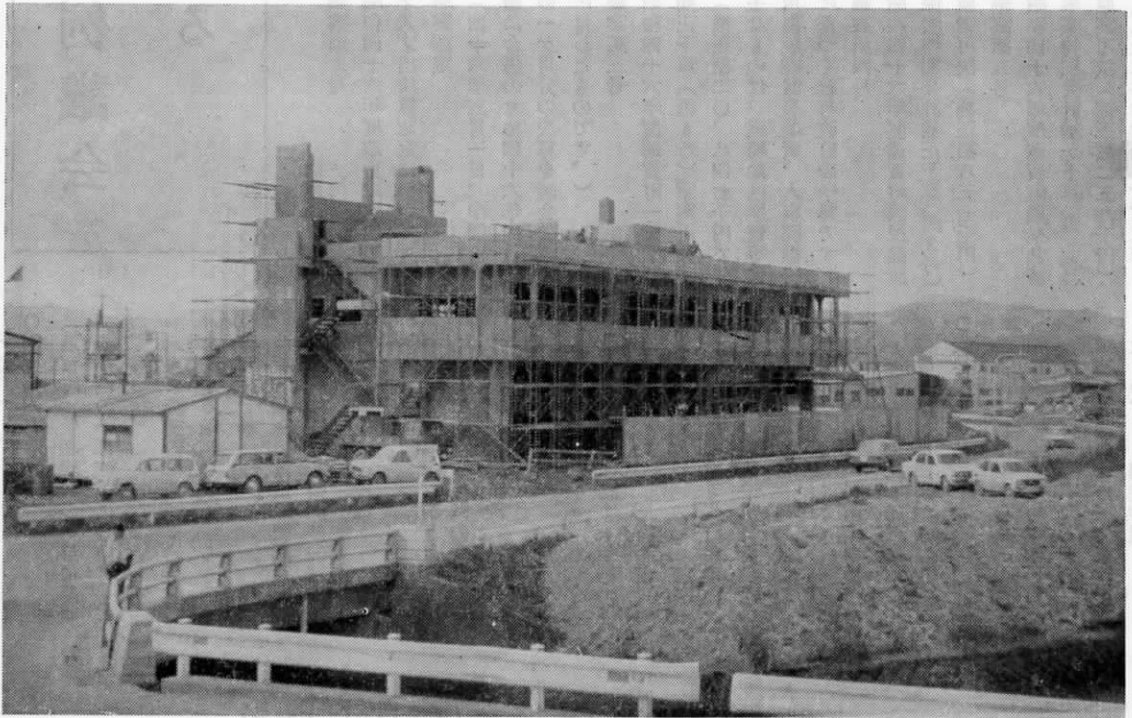
第137号

昭和47年3月10日

発行所
遠賀町場役

編集発行
遠賀町庶務課

印刷所 冷牟田印刷合資会社



完成間近い遠賀郡消防の総元締遠賀郡消防本部庁舎

- ▶ 遠賀町は、近年稀な建設ブームで、遠賀町庁舎をはじめ遠賀郡消防本部庁舎、県道遠賀、宮
- ▶ 田線立体交差、国道3号線遠賀バイパス等、町、郡、県、国の大きな工事が進められてお
- ▶ り、3月の年度未完成を目指して、その槓音は遠賀平野に力強く響き活気が感じられる。

人のうごき (2月の住民基 本台帳から)

人口	9,717人 (+1)
男	4,619人 (△5)
女	5,098人 (+6)
世帯数	2,492戸 (△6)

() 内は前月比

三月のこよみ

二十五日	二十二日	二十日	七日	三日	一日
電気記念日	放送記念日	春分の日	消防記念日	桃の節句 耳の日	全国緑化運動(緑の 羽根募金)



第一回定例議会 開催される

遠賀町議会第一回定例議会が去る一月三十一日招集され会期十三日間で次の議案が審議されましたのでお知らせします。

○議案第一号

昭和四十五年度遠賀町一般会計及び特別会計才出決算認定について、原案認定

(地方自治法の規定により才出才出決算を議会の認定に付したものです。)

一般会計

才入 四〇五、八一二、三三五円
才出 三八五、四一一、四六四円
差引残金二〇、四〇〇、八七一円

特別会計(国民健康保険)

才入 五八、八〇七、八〇三元
才出 五二、四三三、七四八円
差引残 六、三七四、〇五五円

特別会計(農業共済事業)

才入 一一、三五〇、七五五円
才出 八、三九一、七六六円
差引残金 二、九五八、九八九円

○議案第二号

昭和四十六年度遠賀町水道事業才出決算認定について原案認定

(四十六年五月一日、中間市水道に合併のため四十六年四月分の一ヶ月分の決算を議会の認定に付したものです。)

○議案第三号

昭和四十六年度遠賀町一般会計補正予算(第4号)原案可決

(補正額二〇、八四七千円で、主なもの、尾崎地区学習等供用施設設置事業費、人事院勧告に基づく給与改訂の予算です)

○議案第四号

昭和四十六年度遠賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)原案可決(補正額八三三、七千円)

○議案第五号

昭和四十六年度遠賀町農業共済事業特別会計補正予算(第3号)原案可決(補正額二五九千円)

(以上二件は、給与改訂に伴う予算です。)

○議案第六号

遠賀町一般職員の給与に関する条例の一部改正について原案可決

(人事院勧告に基づく給与改訂に関する条例を改正するもの)

○議案第七号

遠賀町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について原案否決

○議案第八号

遠賀町特別職員で常勤のもの給与等に關する条例の一部改正について原案否決

○議案第九号

遠賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正について原案否決

(議案第七、八、九号の三件は一般職員の給与改訂に伴い、

議会議員の報酬、常勤特別職の給与を改正するための条例改正案が提出されましたが、町財政の事情等から、特別職の給与報酬は引き上げるべきでないとして改正案が否決されました)

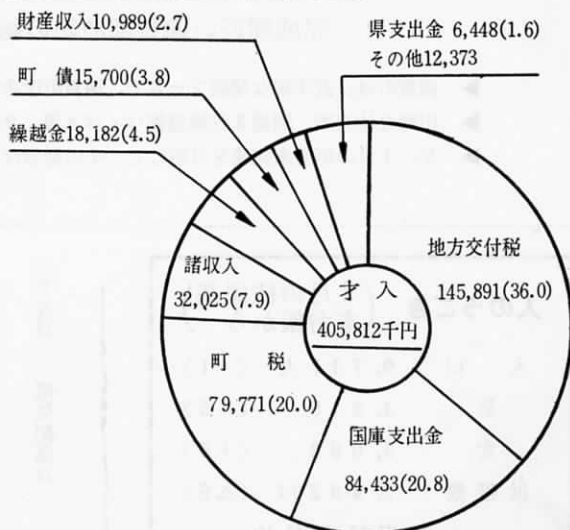
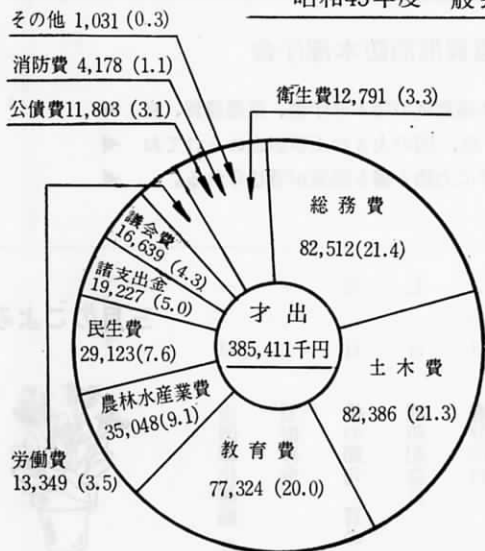
○議案第十号

遠賀町役場課設置条例の一部改正について原案可決

(役場事務の能率向上と、窓口業務の改善のため機構を改正したもの) 別表参照

昭和45年度一般会計決算

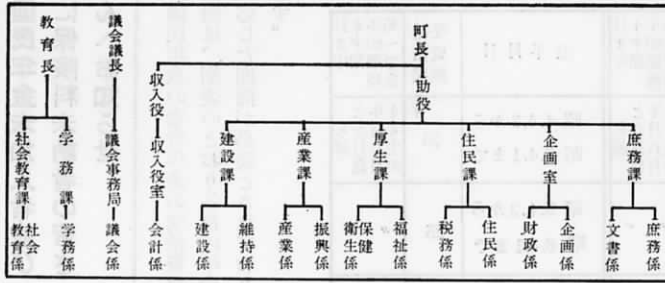
(単位千円()は%)



役場の事務機構が

改正されました

かねてから役場事務の能率向上のため機構改革を検討中でありましたが、この程その案ができ議会の議決を経て、三月一日から新しい機構に変わりました。
機構および取扱事務の概要は次の通りです。



各課分掌事務

庶務課

- 1 渉外に関すること。
- 2 職員の進退、服務並びに給与及び身分に関すること。
- 3 条例、規則、規程に関すること。
- 4 議会に関すること。
- 5 行政一般に関すること。
- 6 文書管理並びに文書指導に関すること。

企画室

- 7 選挙管理委員会に関すること。
- 8 消防及び水防に関すること。
- 9 監査委員に関すること。
- 10 他課の所管に属さないこと。

住民課

- 1 住民相談室の運営に関すること。
- 2 戸籍、住民登録に関すること。
- 3 税の賦課徴収に関すること。
- 4 その他窓口業務に関すること。

厚生課

- 1 保健衛生に関すること。
- 2 社会福祉に関すること。
- 3 国民年金に関すること。

産業課

- 1 農林畜産物の生産指導に関すること。
- 2 農業の近代化事業に関すること。
- 3 商工業に関すること。
- 4 農業共済事業に関すること。
- 5 農業委員会に関すること。
- 6 その他一般農林行政に関すること。

建設課

- 1 政策の総合企画及び調査に関すること。
- 2 各課室の連絡、調整、統制に関すること。
- 3 予算その他の財務に関すること。
- 4 財産管理に関すること。

固定資産税台帳の縦覧
三月一日から
三月二十日まで

国保の健康保険証が更
新（緑色）されます

地方税法第四一五条の規定により、昭和四十七年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供しますので、関係者は同期間中に閲覧されるようお知らせします。

現在ご使用中の国民健康保険証（桃色）は、三月三十一日で有効期限が切れますので来る三月三十日、三十一日の二日間次のとおり係員が出向いて現在ご使用中の保険証と引替えに新保険証（緑色）に更新いたしますので該当者は必ず更新手続きをしてください。

- 1 縦覧期間 昭和47年3月1日から昭和47年3月20日まで
- 2 縦覧場所 役場住民課税務係
- 3 縦覧時間 9時から17時まで（日、祭日、土曜日の午後を除く）

なお、四月一日から新保険証（緑色）でないと受診できませんのでご留意下さい。

月日	区名	場所	時間
3月30日(木)	松ノ本	生産組合長宅	9.00~9.30
	広渡	公民館	9.30~10.30
	道管	"	10.30~11.00
	島津	"	11.00~12.00
	若松	"	13.00~14.00
	鬼津	"	14.00~15.00
	尾崎	"	15.00~16.00
3月31日(金)	別府	"	16.00~17.00
	千代丸	"	16.00~16.30
	今古賀	公民館	9.00~10.00
	上別府	"	10.00~11.00
	木守	"	11.00~12.00
	若葉	"	13.00~13.30
	浅台	"	13.30~14.00
	虫生	"	14.00~15.00
	東町、西町	東町公民館	15.00~16.00
	老良	公民館	16.00~17.00
遠賀川 新田 旧	役場 保健衛生係	8.30~17.00	

国民年金未加入者並びに保険料未納者の皆さんへお知らせ

国民年金の老齢年金の受給資格期間は、別表のとおり各自の年令に応じた期間が必要とされており、

あなたの被保険者期間のうち、余裕期間以上の保険料未納期間があると、老齢年金受給資格ができませんので最低必要期間だけの納付が必要です。

国民年金の保険料の納付は納期（7月、10月、1月、4月まで各月の前三ヶ月分を納付する）より二年を経過しますと、時効で納付

することができないことになっており、未納者は最低必要期間分だけでもお早く納付されるようお知らせします。

生年月日	受給期間	36年4月まで 60才前 で余裕	生年月日	受給期間	36年4月まで 60才前 で余裕	生年月日	受給期間	36年4月まで 60才前 で余裕
明44.4.2から 明45.4.1まで	10年	0年 4月 から 生れ の 月 数	大 9.4.2から 大10.4.1まで	15年	4年 4月 と か ら 前 の 月 数	昭 4.4.2から 昭 5.4.1まで	24年	4年 4月 と か ら 前 の 月 数
明45.4.2から 大 2.4.1まで	10年	1年と "	大10.4.2から 大11.4.1まで	16年	" "	昭 5.4.2から 昭 6.4.1まで	25年	" "
大 2.4.2から 太 3.4.1まで	10年	2年と "	大11.4.2から 大12.4.1まで	17年	" "	昭 6.4.2から 昭 7.4.1まで	25年	5年と "
大 3.4.2から 大 4.4.1まで	10年	3年と "	大12.4.2から 大13.4.1まで	18年	" "	昭 7.4.2から 昭 8.4.1まで	25年	6年と "
大 4.4.2から 大 5.4.1まで	10年	4年と "	大13.4.2から 大14.4.1まで	19年	" "	昭 8.4.2から 昭 9.4.1まで	25年	7年と "
大 5.4.2から 大 6.4.1まで	11年	" "	大14.4.2から 大15.4.1まで	20年	" "	昭 9.4.2から 昭10.4.1まで	25年	8年と "
大 6.4.2から 大 7.4.1まで	12年	" "	大15.4.2から 昭 2.4.1まで	21年	" "	昭10.4.2から 昭11.4.1まで	25年	9年と "
大 7.4.2から 大 8.4.1まで	13年	" "	昭 2.4.2から 昭 3.4.1まで	22年	" "			
大 8.4.2から 大 9.4.1まで	14年	" "	昭 3.4.2から 昭 4.4.1まで	23年	" "			

※ 余裕期間欄……1日生れは生れ月の前々月迄の月数とする

老令受給資格期間は36.4.1以降の厚生年金又は共済組合と合した時も通算老令年金の受給資格ができます。

ゴミは燃えるものと燃えないものにわけて出して下さい

満五九才以下満二〇才以上の方で未加入者は早急に手続きをして加入ください。

分割で納付される場合又は詳しくは八幡社会保険事務所（電話六七一一二六六一）か役場厚生課福祉係にお尋ねください。

現在、家庭のゴミはポリ容器などで出していたいておりますが、ゴミ焼却場の完成に伴って、分離収集をしますので、お手数をかけますが、かくご家庭のゴミは「燃えるゴミと燃えないゴミ」とにわけてお出し下さい。

●燃えるゴミ 菜、残飯、紙類、小さな木切れ、ダンボール類

●燃えないゴミ 空カン、空ビン、プラスチック類、金属類、豆炭カス、ガラス製品、レンガ類、土砂類など。

なお、四月一日から、燃えるゴミについては、役場からビニール袋をあっせんしますので、各家庭で袋に入れて収集に出してください。

燃えるゴミについては従来通り、週一回、燃えないゴミについては月二回収集します。

浄化槽（水洗便所）を設置されるみなさんへ

生活環境、特に衛生思想の向上を反映し、家庭の浄化槽（水洗便所）の普及はめざましいものがあります。ところで浄化槽を設置する場合は、次の条件と義務があります。

一、放流先について
公共下水道、蓋付の下水路（暗渠側溝）公共河川に通じ流水量の多い場合は設置可能です。ただし関係部落の承諾を受けること。

二、設置の義務
浄化槽を設置する場合は所定の届出書を保健所へ提出すること。（届出用紙は保健所にあります）

三、浄化槽設置後の義務（維持管理）について
（イ）定期的清掃（最低年一回）
（ロ）消毒剤の補給
（ハ）機能点検
（ニ）放流水の水質検査の義務（最低年一回）

※詳細については遠賀保健所（691-4161）におたずね下さい。

引揚者等に対する特別交付金の時効迫る

外地から引揚げられた方で左記に該当する場合は特別交付金が支給されていますが、その請求期限が本年三月三十一日までとなっていますので未請求の方は至急支給申請手続を行なってください。

記

- 一、原則として外地に終戦まで引き続き、一年以上本拠を有していたこと。
- 二、その他特別に認められる場合もあります。

恩給法及び戦傷病者戦没者遺族援護法一部改正

四十六年十月一日から次のような恩給や年金などが支給されるようになりましたので、なるべく早目に役場福祉係にお尋ねください。

- 一、旧軍人等の特別傷病恩給
- 大東亜戦争(昭和十六年十二月八日)以降内地、朝鮮、台湾、関東州などで職務に関連して負傷したり、病気にかかって一定限度

(第五款症)以上の障害がある者に支給(公務傷病年額の7.510相当額)(新設)

二、旧軍人等の次の加算年(戦地外戦務加算、各種職務加算年)を新しく認めて恩給を支給

- (1) 戦地外戦務加算
- ア、航空基地戦務加算
- イ、増給、詰切、居残食料支給指定部隊勤務者
- ウ、直接防衛に関する勤務従事者

- (2) 辺陲、不健康地勤務加算
- ア、辺陲、不健康地勤務加算
- イ、各種職務加算

- (3) 航空勤務加算
- (4) 戦車勤務加算
- (5) 潜水艦勤務加算
- (6) 不健康業務加算
- (7) 連洋航海艦隊勤務加算

三、旧軍人等の一時恩給支給引続く実在職三年以上七年末満の下士官以上(下士官以上の在職年が一年以上)の者に支給されることとなった。

四、外国政府職員等抑留等の期間およびその他の通算

- (1) 外国政府職員等は昭和二十年八月八日まで在職していた者は全期間を、又引続き海外に抑留等された全期間も通算して恩給を支給することになった。
- (2) 戦犯としての拘禁期間を通算して恩給を支給することとなった

五、遺族援護法の一部改正

(1) 支那事変中に内地等で勤務に関連して死亡した軍人、準軍人の遺族に遺族年金を支給する。

(2) 大東亜戦争(昭和十六年十二月八日)以後に内地等で勤務に関連して死亡した軍人(文官)軍属準軍属の遺族に弔慰金、遺族年金等を支給する。

(3) 軍人恩給復活当時六十才未満であった軍人の父母等に遺族年金(七千円)を支給する(恩給法で扶養加給されているものは除く)

(4) 軍人軍属(元軍人軍属を含む)が昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって受傷り病により死亡した場合、その遺族に弔慰金遺族年金を支給する。

(5) 入営途上又は復員後帰郷途上において死亡した者の遺族に特別支出金十万円を支給する。

(6) 夫に対する遺族年金等の支給条件が緩和され支給される。

◎障害年金、障害一時金

(7) 軍人(文官)軍属が事変地に於いて、公務傷病とみなされる傷病の範囲を第三款症から第五款症まで拡大して傷害年金を支給することとなった。

(8) 特別障害年金(障害一時金)の支給(新設)

八日)以降内地等で勤務に関連して負傷り病した軍人(文官)軍属(準軍属)に特別障害年金(障害一時金)を支給することとなった(公務障害年金(一時金)の7.510額)

左記の特別給付金は今回の改正により次の該当者に四十六年十月一日から支給されます。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金(二十万円)

(1) 満洲開拓青年義勇隊員の妻で昭和四十五年十月一日に遺族給付金を受けた者

(2) 事変地、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の妻で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受けた者

二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金

一、款症以上は十万円
二、款症以下は五万円

昭和三十八年四月一日に不具傷疾の程度が傷病年金の第四款症(障害年金等は第五款症以上)の給付を受けた者の妻。

三、戦没者の父母等に対する特別給付金(十万円)

(1) 満洲開拓青年義勇隊員の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族給付金を受け、死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子に孫もいなかった者。

または死亡者死亡当時同じ氏の子や孫がなく又同じ氏の子や孫もできなかった者。

(2) 事変地、戦地で在職期間内に死亡した軍人軍属の父母や祖父母で昭和四十五年十月一日に遺族年金を受け死亡者の死亡当時から本年九月三十日まで子に孫もいなかった者、または死亡者の死亡当時同じ氏の子も孫もなく本年九月三十日までと同じ氏の子も孫もできなかった者

◎旧金鵝勲章一時賜金受給者の銀杯贈呈

満洲事変までの旧金鵝勲章年金受与者には金十万円が支給「旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一号)」されたが、昭和十五年四月二十九日付で金鵝勲章を授与された者には支給されなかったため、昭和三十八年四月一日の生存者(その後の死亡者は遺族)に今回特別措置として内閣総理大臣から銀杯が贈られることとなった。



町長秘書兼運転手 募集について (臨時雇)

つぎのとおり、町長秘書兼運転手を募集しますので希望者は役場庶務課まで申し出てください。

一、職種 町長秘書兼運転手(臨時)

一、条件 (1)女性
(2)普通自動車運転免許所持者であること。
(3)明朗にして健康であること。
(4)年令、学歴は問わない。

一、その他 自筆の履歴書(写真貼布)を持参のこと。
一、応募〆切 三月三十一日

食品衛生指導員のお知らせ

消費者の皆様において食品衛生について何かとご意見、ご相談があることと思いますが、これら諸問題について従来は保健所に寄せられていましたが、食品衛生協会委託の衛生指導員がおられますので、これら指導員を今後ご利用下

さいます様お知らせします。

号、番号をひかえてきてください。

記
遠賀川 原田芳之助氏
③〇〇一〇
遠賀川 渡辺繁樹氏③〇五五五

乳児検診のお知らせ

一、日時 毎月第三月曜日
午前十時～午前十一時三〇分まで

二、場所 公民館別館

三、該当児 生後一年未満
※母子手帳は必ず持参下さい。
三月の乳児検診は、会場の都合により中止します。

児童手当について

十八才未満の児童が三人以上(内一人が五才未満)になりますと児童手当を受給することができますので、出生、転入等により該当するようになった場合は至急請求手続きをしてください。
請求場所 役場福祉係
持参品 印鑑、厚生年金等に入入の方はその証書の記

ツベルクリンBCG実施について

月日 四月三日
時間 十四時～十五時
場所 公民館本館
該当者 生後2ヶ月より6才未満
判定及びBCG 四月五日
問診票は当日会場にて用紙に記入のこと。
母子手帳は必ず持参下さい。

心配ごと相談日のお知らせ

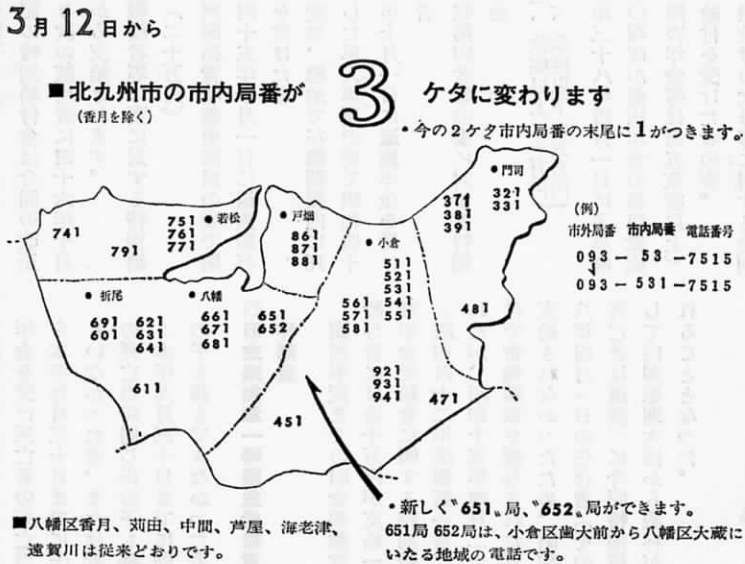
相談日 三月二十三日
時間 午後一時～四時
場所 町公民館広間
受付内容 生活苦、仕事、家庭、児童、教育、その他生活上の諸問題

香典返しお礼

次の方々から遠賀町社会福祉協議会に御寄付をいただきましたので厚くお礼を申しあげるとともに

3月12日から北九州市の電話市内局番が3ケタに変わります

電電公社では、北九州(香月を除く)の電話の市内局番を、3



月12日から、左表のとおり3ケタに変更いたします。
北九州市の友人、ご親戚、お取引先などの市内局番、電話番号を今一度お確かめになって、お手元の電話番号書抜表のご訂正をお忘れなく……。

- 一、金一封
- 故加藤 弘一様 今古賀 加藤行雄
- 故松井藤三郎様 尾崎 松井広実
- 御仏の御冥福をお祈りし、誌上を借りて披露させていただきます。
- 記
- 故松尾美知子様 木守 松尾 徳
- 故織田 要様 旧停 織田一磨
- 故中林 暉博様 広渡 中林淑子
- 故白石市三郎様 木守 白石 優
- 故鶴田 清子様 今古賀 鶴田義人